

## 【事例4】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和6年中にZ証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるO商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（令和3年分の損失250,000円、令和4年分の損失300,000円及び令和5年分の損失800,000円）あります。

### ①－1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、  
2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

\* 上場株式等の相対取引など（37ページの2の（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字ですので、この金額を「申告書第三表」⑭欄に転記してください。

なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑭欄に△を付けて転記します（24ページ参照）。

この事例の場合、Z証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書			
【令和6年分】 整理番号			
この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。 なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。			
住所 (前住所)	G市○×町53-8	フリガナ 氏名	フコオカ ヨシコ 福岡 良子
電話番号 (連絡先)	000-×××-△△△△	職業	会社員
関与税理士名 (電話)	( )		
※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。			
1 所得金額の計算			
一般株式等 上場株式等			
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	5,000,000
その他の収入 ②			
小計(①+②) ③	申告書第三表②へ 5,000,000		4,600,000
取得費(取得価額) ④			
譲渡のための委託手数料 ⑤			
小計(④から⑥までの計) ⑦			4,600,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください。)	⑧		
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨			400,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩		
所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑪へ 黒字の場合は申告書第三表⑪へ 400,000		
本年分で差し引く上場株式等に △を付けて記入 ⑫			
添付書類			
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、46ページの「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。			

## 【事例4】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたO商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配当所得について申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。

また、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（36ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に 繰り越される金額
(譲渡分) 5,000,000円	- 4,600,000円	= 400,000円 → 0円	
(配当分) 60,000円	- 0円	= 60,000円 → 0円	
(繰越分) △1,350,000円			△890,000円

\* 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません。

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、【事例1】から【事例3】までの記載例の手順に沿って作成してください。

\* 令和6年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

### 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

#### 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	Z 証券会社 銀行 ( ) 山手 本店 支店 出張所 ( )	5,000,000	4,600,000	400,000	61,260
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
合計(上場株式等(特定口座))	1面①へ 1面④へ	5,000,000 4,600,000	400,000	61,260	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ 氏名	勘定の種類 (①保有 ②貸付 ③配当等)	口座開設年月日	源泉徴収の状況 (①有 ②無)
	G市○×町53-8	福岡 良子		明大昭和 45.12.27	①有
	前回提出時の住所 又は居所				
(譲渡による損益及び源泉徴収税額)	61,260	株式等譲渡所得額 (住民税)	20,000	外所得税の額 0	
譲渡区分 ①	譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額) (①-②-③)		
上場分	5,000千 000円	4,600千 000円	400千 000円		
特定信用分					
合計	5,000 000	4,600 000	400 000		

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法（40ページ）を参照して転記してください。

## ①-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例2】の15ページで説明していますので、参照してください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

令和6年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください（【事例2】の15ページ参照）。

この事例では、黒字でするので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和6年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください（【事例3】の21ページ参照）。

この事例では、黒字でするので記入の必要はありません。

第三表⑦欄へ  
(24ページ参照)

Ⓐ～Ⓒ欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

### 確定申告書付表(1面)

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)		
住所 (又は居所 事業所等)	G市○×町53-8	氏名 フリガナ 福岡 良子
まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。		
1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)		
○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。		
(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額		
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (1) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の1面の「上場株式等」の①欄の金額)		
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)		
※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相對取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧内の金額）のみを記載します。		
(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額		
種目・所得の生ずる場所 利子等・配当等の収入金額(税込) 配当所得に係る負債の利子 Z証券 山手支店 60,000 円		
合計 ⑧ 60,000 ⑨		
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑧-⑨) (赤字の場合には0と書いてください。) ④ 60,000		
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。		
(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額		
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。) ⑤ △を付けて、申告書第三表⑧へ 60,000		
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。) ⑥ 60,000		

### 確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算			
譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和3年分)	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 250,000	Ⓑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 500,000	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分 (令和4年分)	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 300,000	Ⓑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 250,000	⑦ (Ⓐ-Ⓑ) 円 250,000
本年の前年分 (令和5年分)	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 800,000	Ⓑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 300,000	⑧ (Ⓐ-Ⓑ-①) 円 300,000
本年分	本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑪+⑫)	計算明細書の「上場株式等」の⑨ 申告書第三表⑧へ	この金額が令和5年分の譲渡損失の金額です。
本年分	本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑪+⑫)	申告書第三表⑧へ	

令和6年分 特定口座年間取引報告書

住 所 (居 所 事業所等)	G市○×町53-8	フ リ ガ ナ フクオカ ヨシコ	勘 定 の 種 類 ① 借 ③ 配 当 等
氏 名	福岡 良子	口 座 開 設 年 月 日 29・7・11	源 泉 徴 収 の 道 附 ① 有 2 無
(配当等の額及び源泉徴収税額)			
種 類	配当等の額	源 泉 徴 収 税 (所 得 税)	配 当 割 額 (住 民 税)
④ 株式、出資又は基金	60,000 円	9,189 円	3,000 円
⑤ 特定株式投資信託			
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)			
⑦ オープン型証券投資信託			
⑧ 国外株式又は国外投資信託等			
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000	9,189	3,000
申込書			
会社債			
投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤及び⑧以外)			
オープン型証券投資信託			
国外株式又は国外投資信託等			
合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)			
余譲渡損失の金額			
勘定引金額 (⑨+⑩-⑪)	60,000		
申納付税額 (⑨+⑩-⑪)		9,189	
申還付税額 (⑨+⑩-⑪)			3,000

確定申告書付表

1面の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します。)。  
なお、⑯欄の金額を転記しないようご注意ください(20、21ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書第二表」に転記してください(40ページ参照)。

「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

### 《参考》令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

### 《参考》令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

#### 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和2年分)	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 500,000	Ⓑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 500,000	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分 (令和3年分)	Ⓑ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 250,000	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 250,000	⑦ (Ⓐ-Ⓑ) 円 250,000
本年の前年分 (令和4年分)	Ⓑ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 300,000	Ⓐ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円 300,000	⑧ (Ⓐ-Ⓑ-①) 円 300,000

### 《参考》令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

3 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	Ⓐ (付けて、申告書第三表⑧へ) 円 800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	Ⓑ (申告書第三表⑧へ) 円 0

この令和2年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和6年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑪欄）は次のとおりです。

**【D欄】⑪欄（※1）の金額から差し引くA欄の金額**

A欄（250,000円）<⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑪欄には250,000円と書きます。

**【E欄】⑥欄（※2）の金額から差し引くA欄の金額**

A欄の金額（250,000円）を⑪欄（※1）の金額から全て引ききれましたので書きません。

**【F欄】⑪欄（※1）の金額から差し引くB欄の金額**

B欄（300,000円）>（⑪欄（※1）-⑩欄）（400,000円-250,000円=150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

**【G欄】⑥欄（※2）の金額から差し引くB欄の金額**

B欄の残額（300,000円-150,000円（⑫欄）=150,000円）>⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

**【H欄・①欄】**

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑪⑫⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（26ページ参照）のことです。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（28ページ参照）のことです。

**確定申告書付表(2面／続き)**

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 （令和3年分）	④（前年分の付表の⑤欄の金額） <b>250,000</b>	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） <b>250,000</b>	⑥（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません）
本年の2年前分 （令和4年分）	④（前年分の付表の⑤欄の金額） <b>300,000</b>	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） <b>150,000</b>	⑦（④-⑤-⑥） <b>90,000</b>
本年の前年分 （令和5年分）	④（前年分の付表の⑤欄の金額） <b>800,000</b>	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） <b>60,000</b>	⑧（⑦-④） <b>800,000</b>
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑨+⑩+⑪）	400,000		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑩+⑪+⑫）	60,000		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)		⑪ <b>890,000</b>	

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）  
(⑥-⑪)

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

⑪欄から①欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（Ⓐ～Ⓑ欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑪⑫⑬欄の合計額を、⑩欄には⑪⑫欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、令和6年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、令和6年分の分離課税配当所得等金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

**第三表⑬欄へ(1,000円未満の場合、転記の必要はありません。)**

**申告書第三表(右中部)**

そ の 他	株式等 本年分の⑦(74)から 差し引く譲渡損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑥ <b>400,000</b>
	配当等 本年分の⑧(75)から 差し引く譲渡損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑦ <b>890,000</b>
	先物取引 本年分の⑨(76)から 差し引く譲渡損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑧ <b>60,000</b>
		⑨ <b>0</b>
		⑩ <b>0</b>

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面下部)**

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
①欄が赤字の場合は0と書いてください。		
所得金額（⑨-⑩） （株式等について赤字の場合は0と書いてください。）	⑪ 申告書第三表⑬へ	黒字の場合は申告書第三表⑬へ <b>400,000</b>
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	⑫ 申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ <b>400,000</b>
総合控除後の所得金額（※4） (⑪-⑫)	⑬ 申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ <b>0</b>

**第三表⑬欄へ(1,000円未満の場合、転記の必要はありません。)**

**2～7 第一表、第二表及び第三表を作成します。**

○ 【事例1】から【事例3】までの記載例を参照してください。